

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市生活排水処理施設整備構想（案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名称
佐伯市生活排水処理施設整備構想（案）
- 2 意見募集期間
令和8年1月5日(月曜日)から令和8年2月5日(木曜日)まで
- 3 意見提出件数 3件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

【提出された意見の要旨】

(1) 意見1

人口や世帯数の減少が著しい現状を踏まえ、拡張集合処理を早急にやめ、個別浄化槽の設置を促進すべきである。

(2) 意見2

今後は使用料改定や基準外繰入の増加が懸念されるが、今後の物価高騰を鑑みると市民に過剰な負担をかけることは避けるべきであり、また市の財政負担も考えると、全域を個別浄化槽に切り替えていくべきである。

(3) 意見3

下水道工事を進めることで事業者の仕事を与えているのだろうが、市民は納得しない。行政施策は市民のためにあるべきであり、この指摘を真摯に受け止め、市民のことを一番に考えるよう意識を変えるべきである。

【実施機関の考え方】

佐伯市では、人口減少を見越した持続可能な下水道事業の運営を目指しています。集合処理施設の整備につきましては経済的な比較の結果、集合処理が有利と判定された区域を整備してまいりましたが、現在、整備中の鶴岡町が令和11年度に概成した以降、新たな集合処理区域の拡張は予定していません。今後は既設集合処理施設の老朽化対策に努め、維持管理費の軽減を図ります。また、接続世帯の大幅な減少が見込まれる箇所については施設更新時に効率性、経済性を検証し、小規模集

合処理や個別処理への転換を図るなど最適な生活排水処理の確立に努めます。

また、基準外繰入につきまして、財政の健全化、受益者負担の原則の観点から、佐伯市下水道事業経営戦略（案）においてもその削減を目指しています。そのためにも更なる経費の削減や、使用料の改定についても検討する必要があります。しかしながら、下水道使用料は市民生活に密接に関わるものであり、その改定にあたっては段階的な措置が必要であると認識しています。今後も市民の皆様の利益を最優先に考え、納得感を持っていただけるよう、持続可能な行政施策実施に努めてまいります。

5 意見に基づいて修正した内容等

なし

6 問い合わせ先

上下水道部 下水道課 下水道業務・維持管理係

電話 (0972) 22-4618

電子メール seihaigy@city.saiki.lg.jp